

第9回愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 会議録（要点筆記）

（日 時）

平成 27 年 1 月 27 日（火） 18:29～20:16

（場 所）

松山市三番町 4 丁目 9-5 松山センタービル 1 号館 4 階 第 5 会議室

（出席者）

委 員：宇都宮委員、甲斐委員、妹尾委員、土居委員（五十音順） 計 4 名
（欠席者：三好委員）

事務局：片谷事務局長、樋口事務局次長兼総務課長、越智事業課長、藤井総務企画係長、
高岡資格管理係長、藤田医療給付係長、高倉主事、安井主事

（署名委員）

妹尾会長、宇都宮委員

（議題）

- (1) 社会保障・税番号制度の影響及び特定個人情報保護評価の実施について
- (2) 個人情報保護条例等の改正について
- (3) KDB（国保データベース）システムについて

（議事の概要）

- (1) 社会保障・税番号制度の影響及び特定個人情報保護評価の実施について
《資料に基づき事務局説明》

- ・ 社会保障・税番号制度の影響について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）」の制定に伴い、条例改正、特定個人情報保護評価及びシステム対応を実施する必要がある旨の報告を行った。

- ・ 特定個人情報保護評価の実施について

特定個人情報保護評価について、しきい値判断の結果、当広域連合においては全項目評価書を作成する必要がある、その第三者点検を当審査会において行っていただきたい旨、依頼を行った。

《質疑・応答》

- ・ 第三者点検の時期はいつか。

平成 27 年 5 月中にお願いしたい。日程については改めて調整する。

・しきい値判断の対象者とは何のことか。

しきい値判断は、対象人数は何人か、特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か、過去1年以内に、特定個人情報に関する重大事故を発生させたかで判断するもの。当広域連合では、被保険者及びその世帯員等が該当する。

・評価書の点検は、この審査会で行うことができるのか。例えば、セキュリティに関する項目などの技術的な内容は、専門家でなければ判断が困難なのではないか。

評価書については、当広域連合において、システム運用委託会社等と協議をして作成する。審査会においてすべての内容を完全に把握していただき、点検するということまで求めるものではなく、あくまで行政が自らの責任において作成する評価書に対し、一般的に見て許容されるものかという確認をいただくものと考えてほしい。当然ながら、最終的には行政で責任を持つものである。なお、点検に当たり必要となる資料は、広域連合から十分提供させていただく。

《協議結果》

特定個人情報保護評価における全項目評価書の第三者点検について、当審査会において実施する旨、了承する。

(2) 個人情報保護条例等の改正について

《資料に基づき事務局説明》

・条例改正について

番号法の制定等に伴い、個人情報保護条例を改正する必要があるが、当審査会への影響が大きいことから、2月議会への上程に先立ち、当審査会へ改正案の概要を説明した。また、個人情報保護条例の改正により、情報公開条例及び情報公開・個人情報保護審査会条例についても改正が必要となる旨を説明した。

《質疑・応答》

・特に次の規定については、再度検討してほしい。

個人情報保護条例改正案：第8条第1項第5号、第8条の2第2項、第15条第2号、第15条第8号ア

情報公開条例改正案：第7条第4号

これらの規定については、国から示された条例改正イメージ等に基づき、改正するとともに、条・項・号の移動を行ったものである。頂いた意見を踏まえ、再度事務局内で検討したうえで、2月議会において提案することとしたい。

《協議結果》

2月議会には、審査会で以上のような意見があったことを十分踏まえたうえで、改正案を上程すること。

(3) KDB（国保データベース）システムについて

《資料に基づき事務局説明》

・個人情報取扱事務の開始に伴う報告について

KDB システムの利用を開始するに際し、新たな個人情報を取り扱うこととなることから、個人情報保護条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、「個人情報取扱事務開始届出書」を広域連合長へ提出したことについて、同条例第 6 条第 4 項の規定に基づき、審査会へ報告を行った。

・オンライン結合による個人情報の提供について

KDB システムの利用に際し、ネットワーク回線を通じて市町への個人情報の提供を行うこととなることから、個人情報保護条例第 9 条に規定する「オンライン結合による提供の制限」に該当するため、同条例第 9 条第 2 項の規定により、審査会の意見を聴くものである。

《質疑・応答》

・国保中央会では、全ての個人情報が閲覧できるということになるのか。

国保連合会から国保中央会へデータが送られる際には、暗号化されることになり、国保中央会では個人情報が閲覧できない状態となる。データ処理は、暗号化したまま実施され、国保連合会へ提供された際には、暗号化が解除されることとなる。

・システムの体制はどうなるのか。

国保連合会の既存システムに、新たに「KDB システム」が追加されることとなる。

《協議結果》

事務局提案のとおり、KDB システムを利用するに当たり、オンライン結合により個人情報を提供することについて了承する。

署名委員

会 長

妹尾 克敏

委 員

宇都宮 嘉忠